

山形県国土利用計画（第四次）素案に関する意見募集の結果について

- 1 意見の募集期間：平成21年12月14日（月）から平成22年1月5日（火）まで
- 2 意見を提出していただいた人数、件数：1名、37件
- 3 提出された意見の概要とそれに対する県の考え方

全体に関するもの

意見の概要	県の考え方
データや図などで、誰でもわかりやすくすれば、もっと身近な計画として県民に理解されるのではないかと。	計画本文の他に参考資料として、基礎的なデータや用語の解説等を整理します。また、策定後にはパンフレット等を作成して計画の広報に努めます。

第1章 県土利用の現状と基本的条件の変化

1 県土利用の現状

意見の概要	県の考え方
(2) 土地利用の動向 経年的データとデータ分析の記述が必要ではないかと。	参考資料として、基礎的なデータについて整理します。

2 県土利用をめぐる基本的条件の変化

意見の概要	県の考え方
「新たな総合計画」の基本的認識は反映されているのか。また、その旨を明記すべきではないかと。	県土利用をめぐる基本的条件の変化に関しては、「新たな総合計画」との整合を図りつつ、県土利用への影響の側面から記述しております。あえて明記の必要はないと考えます。
(1) 少子高齢化を伴う人口減少 少子化の記述も必要ではないかと。	少子化の記述を追加します。
(3) 県土の管理水準低下の危惧 「管理」を「利用管理」としたほうが良いのでは。	「管理」は適正な利用も含めた、広義の「管理」と考えておりますので素案のとおりとします。
(5) 気象の凶暴化と災害の多発化 この言葉の意味がわかるデータの提示をお願いしたい。	参考資料として、基礎的なデータについて整理します。

第2章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本目標

意見の概要	県の考え方
自然維持地域を加えた表現にできないかと。	自然維持地域については、「4 地域類型別の県土利用の基本方向」で記述しておりますので、素案のとおりとします。
「公共の福祉」は、少し古くさい言葉のように思われるので、「県民のために」等の表現の方が良いのではないかと。	「公共の福祉の優先」は国土利用計画法第2条に明記された基本理念でありますので、素案のとおりとします。
「県土の均衡ある発展」の表現は、みんな同じになることを目指すと誤解されるのではないかと。	ご意見の趣旨を踏まえて、記述を修正します。
「人口密度の低下した社会に対応した県土形成」とは何をすることをイメージしたのかわかりにくい。	ご意見の趣旨を踏まえて、記述を修正します。
「低未利用地」とは、どのような土地利用を指すのか示すべきである。	「低未利用地」とは、空地や耕作放棄地などの土地利用がなされていないものや利用形態が

	社会的に必ずしも適切でないものをいいます。 なお、参考資料として、基礎的なデータや用語の解説等を整理します。
「集約型の土地利用」と2の(1)で出てくる「低密度分散型社会」との関連がわかりにくい。また「集約型の土地利用」はどの市町村も同じではないので地域主権などを踏まえて、もう少し詳しく記述してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえて、記述を修正します。
「持続可能な県土の形成」とは環境面、経済面などを含めて人が住み続けられるという意味でしょうか。	「多様な主体の協働と連携により、環境面、経済面などを含めて、活力ある地域の中で人が住み続けられる県土」と考えております。

2 県土利用の基本方針

意見の概要	県の考え方
(3) 循環と共生を重視した県土利用 「親和の精神」がわかりにくい。	ご意見の趣旨を踏まえて、記述を修正します。

4 地域類型別の県土利用の基本方針

意見の概要	県の考え方
(1) 都市 高齢者や障がい者だけでなく、子どもや若者に対する視点も必要ではないか。	ここの記述は、高齢者や障がい者だけでなく誰もが暮らしやすい都市を形成するという視点に立っております。
郊外市街地の記述も必要ではないか。また農地や山林との関わりも論じられるべきではないか。	「都市が適度に分散し、その周辺を農山漁村が取り巻く本県の県土構造を踏まえ、交通ネットワークの整備によって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。」「なお、地域類型別の県土利用に当たっては、これら地域の土地利用が相互に関連していることから、それぞれを個別にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。」等の記述で触れております。

5 利用区分別の県土利用の基本方向

意見の概要	県の考え方
(2) 森林 「地域」ではなく「県民」の多様な要請とした理由は何か。	森林は地域住民だけでなく、都市部等他地域の住民の利活用も図っていくべきと考えておりますので、「県民」としました。
(5) 道路 医療や災害対応などについての記述も必要。	救急医療、災害対応に関する記述を追加します。
(6) 住宅地 少子化の視点を加えるべき。	ご意見の趣旨を踏まえて、記述を修正します。
(8) その他の宅地 郊外の大規模集客施設についての維持や撤退後についても記述してほしい。	郊外の大規模集客施設については、第1章の2の(2)で触れております。また、撤退後については低未利用地の項目で優先的な再利用や地域の実情を踏まえた適正な活用について記述しておりますので、ここでは詳述しません。

<p>(10) レクリエーション用地 レクリエーション用地が何を指しているのかわかりにくい。利用されなくなった場合は何になるのかも記述してほしい。</p>	<p>参考資料として、用語の解説を整理します。なお、レクリエーション用地とは、ゴルフ場やスキー場等を指し、利用されなくなった場合は利用区分上は「その他」となります。</p>
<p>(12) 沿岸域 海（海洋資源なども含む）についての記述も必要ではないか。</p>	<p>国土利用計画の対象としては、その地域を生活や生産の場として使い、あるいは使う見通しがあり、かつ保全と利用の調整等計画によって秩序ある利用を図る必要がある範囲を対象とするのが適切と考えられることから、海域については沿岸域のみを計画対象としております。</p>

第3章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

意見の概要	県の考え方
<p>推計値ではなく、県土利用の基本方向と整合する数値を示してほしい。推計値は参考値として取り扱うものではないか。</p>	<p>規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況や面積の推移についての調査に基づき、将来人口や各種計画を参考に利用区分別の土地面積を推計し、土地利用の実態との調整を行い定めており、県土利用の基本方向と整合するものと考えております。なお、これらの数値については、今後の経済社会の不確定さなどを踏まえ、弾力的に理解されるべき性格のものであると考えております。</p>

第4章 第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

意見の概要	県の考え方
<p>展開方向の域を出ておらず、必要な措置を列記するか、タイトルを「達成するための展開方向」などとすべきではないか。</p>	<p>県国土利用計画は、今後の土地利用の大きな方向性を示すものであり、具体的施策の詳細については、個別の計画等に委ねるべきと考えます。なお、計画策定後に本計画に沿った施策や事業についてフォローアップしていく予定です。</p>

1 公共の福祉の優先

意見の概要	県の考え方
<p>「公共の福祉の優先」を別の表現にしてほしい。</p>	<p>「公共の福祉の優先」は国土利用計画法第2条に明記された基本理念でありますので、素案のとおりとします。</p>

2 県土利用の質的向上の展開

意見の概要	県の考え方
<p>県土利用の基本方向と整合が取れているのかわかりづらい。</p>	<p>土地利用は地域類型においても利用区分においても相互に関連し、横断的な観点が必要であるため、一対一での整合を図った記述は難しい面がありますが、方向性はすべて整合が取れていると考えております。</p>
<p>(1) 地域力を育てる県土利用 ②県土の利便性の確保 イにユニバーサルデザインの視点を加えてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、記述を修正します。</p>
<p>③県土の有効利用の推進</p>	<p>「担い手への農用地の面的集積の促進」は農業</p>

アの「面積集積の促進」は「新たな総合計画」ではうたっていない。整合を図るべきではないか。	振興のため重要な施策でありますので、素案のとおりといたします。
(2) 安全・安心を確保する県土利用 地下水についても記述してほしい。	地下水については、「水利用の合理化、安定した水資源の確保等の総合的な対策」に含まれていると考えております。
(3) 循環と共生を重視した県土利用 3 Rではなく5 Rで記述すべきではないか。	3 Rに Refine（不純物を除く、精製する）と Reconvert to Energy（エネルギーに再変換する）を加えて5 Rと言うこともあります。広義のリサイクルにはこれらの概念も含まれていると考えられるので、最も基本的な3 Rを記述しております。
(4) 美しさを育てる県土利用 「適正な土地利用」の意味をわかりやすくしてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえて、記述を修正します。

3 県土利用の総合的マネジメントの推進

意見の概要	県の考え方
(1) 国土利用計画法等の適切な運用 なぜ地価の安定を目指すのかわかるようにしてほしい。	地価の急激な下落や上昇は、計画的な土地利用を阻害し、社会全体としてみればマイナスの影響が大きい。地価の安定が望ましいと考えておりますが、あえて記述する必要はないと考えます。
(2) 土地利用転換の適正化 ⑤の大規模な土地利用の転換とはどの程度の規模なのかかわかるように記述してほしい	立地する地域や施設内容によって、周辺に与える影響が異なるため、具体的な規模については各個別法の中で判断すべきと考えており、本計画では記述しません。
⑥の「土地利用の混在による弊害」の防止は、土地利用のまとまりを確保するだけではない。弊害の防止の一つとしてというような表現にすべき。	「必要な土地利用のまとまりを確保すること等により」としておりますので、弊害の防止策を例示した表現になっていると考えます。 なお、「農山漁村の宅地と農地が混住する地域」は「都市周辺における農家と非農家が混住する地域」に修正します。
(3) 多様な主体の参画・連携・協働による県土利用の展開 パートナーシップ型や協議型、エリアマネジメントの記述をしてほしい。	ご意見については多様な主体の参画・連携・協働のひとつと考えておりますが、あえて詳述はしません。
(4) 生活圏を考慮した広域機能分担の検討 集落維持の方向をしっかりと記述すべき。	「地域の特性を踏まえ、県内のどこに暮らしていても、一定の範囲において、医療や福祉など日々の暮らしに不可欠な機能を充足できる圏域を形成していく。」等で集落維持の方向を記述しております。
(5) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発 「国土調査」には「地籍調査」も入るのか。内容がわかるように記述してほしい。	「国土調査」は、「地籍調査」、「土地利用基本調査」、「水調査」及びこれらの基礎とするために行う調査を言います。参考資料として用語の解説等を整理いたします。